

※本資料は、韓国で2009年8月5日（現地時間）に発表されたプレスリリースの抄訳です。

2009年8月5日

報道関係者各位

株式会社スクウェア・エニックス

韓国における著作権侵害訴訟終了のお知らせ

当社のCG映像作品「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」の
無断改変およびミュージックビデオとしての商用利用に関して

株式会社スクウェア・エニックス（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：和田 洋一、以下スクウェア・エニックス）は、韓国の芸能プロダクションのファントム・エンタテインメント・グループ（以下ファントム）及びミュージックビデオ監督ホン・ジョンホ氏（以下ホン・ジョンホ氏）を相手取った著作権侵害訴訟において、昨年3月に3億ウォンの損害賠償を認める第一審勝訴の判決を得ておりましたが、その控訴審において、ソウル高等法院より2009年7月3日、ファントム及びホン・ジョンホ氏がスクウェア・エニックスに対し4億ウォンを支払うよう命じる決定が下され、この程、同決定が確定しましたのでお知らせいたします。

スクウェア・エニックスの法務・知的財産部長 長谷川 泰彦は、本件訴訟の終了に際し、以下の通りコメントしています。

「当社は、本件訴訟において、『ファイナルファンタジー』シリーズの有する高い価値に照らし、ファントム及びホン・ジョンホ氏による『ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン』の無断改変および商用利用により当社が多額の損害を被ったことを一貫して主張してまいりました。第一審で判示された3億ウォンという損害賠償額は、韓国での単独作品に係る著作権侵害事件としては過去最高の損害賠償額とのことでしたが、最終的には、それを上回る金額の支払い義務がファントム及びホン・ジョンホ氏に課せられたことで、今回の著作権侵害において当社が被った損害の大きさ、裏を返せば『ファイナルファンタジー』シリーズの有する高い価値が、韓国においても認められたと言えます。当社は、知的財産権を重要な経営資源の一つと位置付けており、今後も当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合、毅然とした態度で臨んでいく所存です。」

（事件の概要）

2007年3月、「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」の一場面を無断で改変・実写化し利用した、韓国人気歌手‘IVY’の新曲『誘惑のソナタ』のミュージックビデオの有償インターネット配信が、ファントムにより開始されました。当社の申立により、本件ビデオの公開・販売禁止の仮処分決定が下され（2007年4月6日付）、続く本案訴訟第一審にて3億ウォンの損害賠償を認める勝訴判決（2008年3月13日付）を得ましたが、ファントム及びホン・ジョンホ氏の控訴により、判断はソウル高等法院に委ねられておりました。ソウル高等法院は、2009年7月3日、ファントム及びホン・ジョンホ氏がスクウェア・エニックスに対し4億ウォンを支払うよう命じる

決定を下し、この程、確定しました。

<ご参考>

1. CG映像作品「ファイナルファンタジーVIIアドベントチルドレン」について

「ファイナルファンタジーVIIアドベントチルドレン」は、1997年1月に発売された「プレイステーション」向けゲームソフト「FINAL FANTASY VII」の正式な続編として、2005年9月にDVDで発売されたハイクオリティCG映像作品です。ストレードビデオ作品ながら、約70カ国で吹き替え版（英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語）または字幕版が発売され、累計410万枚（2009年2月末現在）を出荷する大ヒットを記録し、2009年4月にはBlu-ray Disc（BD）版が発売されました。ヴェネチア国際映画祭への連続出品（2004年、2005年）に加え、スペイン・カタルーニャ映画祭「メリア栄誉賞（Maria Honorifica）」、フランス・Zone05「Prix Zone05」、そして日本・第11回AMDアワード「ベストビジュアルデザイナー賞」など数々の賞を受賞するなど、国内外から高い評価を受けています。韓国では、2006年6月に、米ソニー・ピクチャーズ・ホームエンタテインメントより発売されました。

2. スクウェア・エニックスについて

株式会社スクウェア・エニックスは、エンタテインメント分野において、創造的かつ革新的なデジタルコンテンツのヒット作品を生み続けるリーディングカンパニーです。代表作「ドラゴンクエスト」シリーズはこれまでに5,000万本以上、「ファイナルファンタジー」シリーズは8,500万本以上の世界出荷を記録しています。（<http://www.square-enix.com/jp>）

※SQUARE ENIX および SQUARE ENIX ロゴ、ドラゴンクエスト/DRAGON QUEST、ファイナルファンタジー/FINAL FANTASY は、日本およびその他の国における株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの商標または登録商標です。アドベント チルドレン/ADVENT CHILDREN は、日本およびその他の国における株式会社スクウェア・エニックスの商標または登録商標です。

※その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。